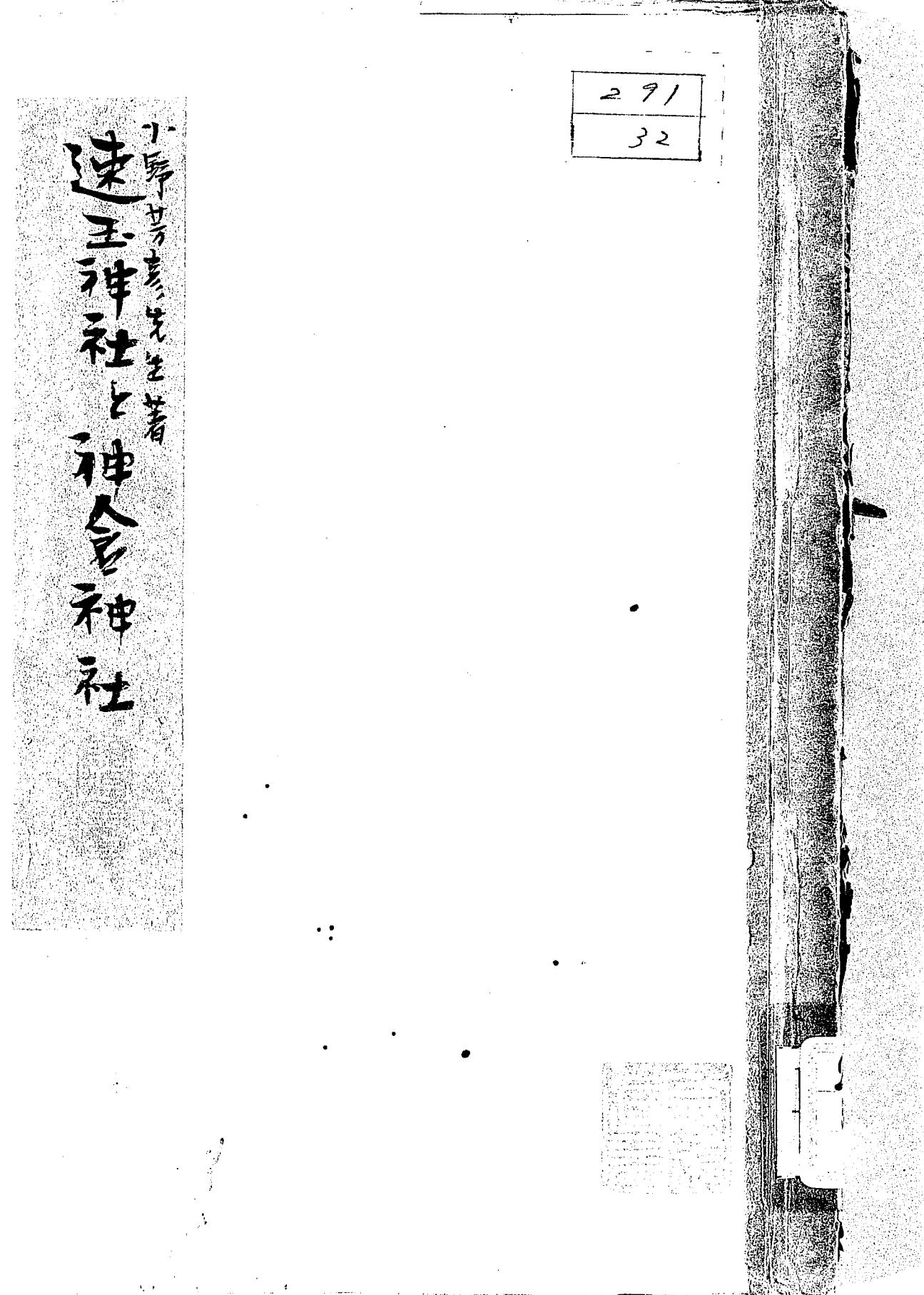


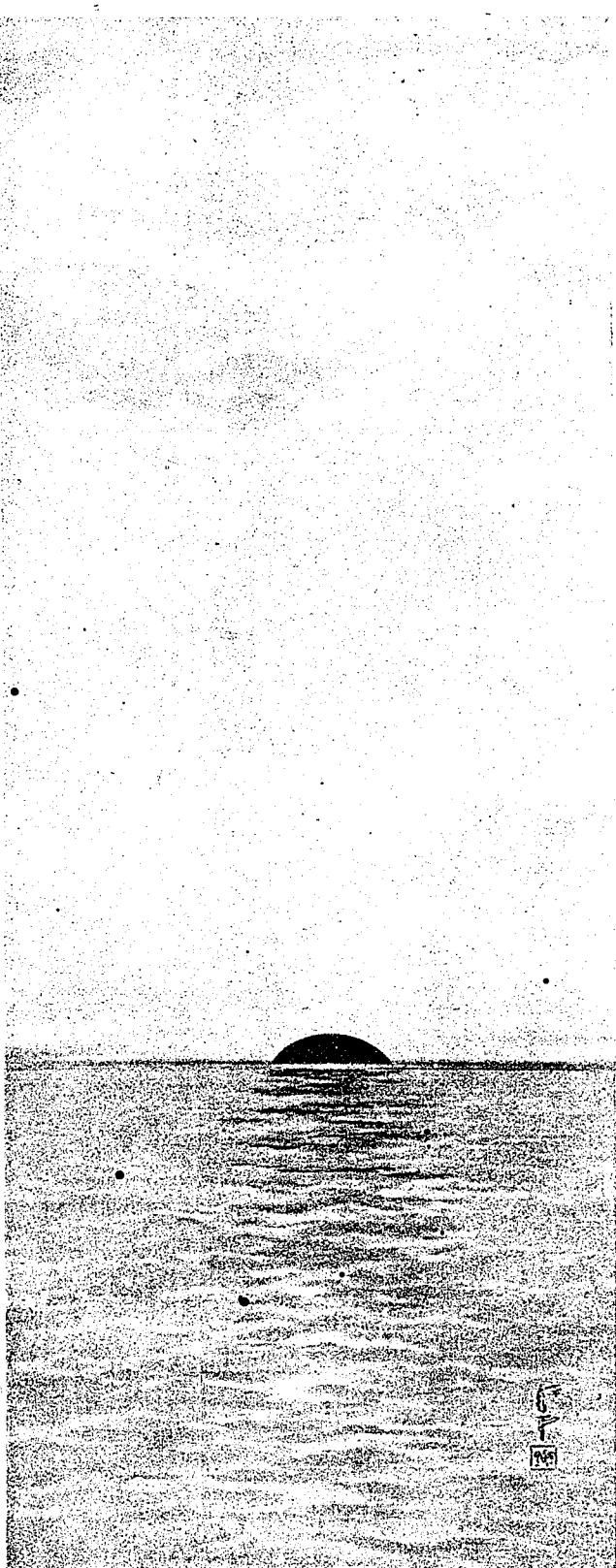
8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03958 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9



8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03958 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9

大正八年二月四日第三種郵便物認可 精華第五拾二號附錄

旭日昇天之圖 東京尾竹越堂筆



中根文庫
中根文庫

懸葉中根



小序
中根文庫先生の著書の送行の件
丁未年春新著育才第一部上巻の繪葉志たる新
吉川源氏中子在り教育大臣第一部文部省述の
如く是と十数年後功を達成したる恐れりと思ふ
特不先生の書本取扱い落とてく餘存在ることせり
次不承じたる其東昭和六年の七月と且詳

本書中二典尊の序後へ有馬かく説せぬ一ノ段子在り最

多説と讀す

291
302
1



物語
松高ル十四日 東京アリスモア人ニテ
御賛付下瑞氣ニ候。即ち御傳。お駕御傳教宣城の
之為れ。今山中を出で御たる事無事中止。
先生の御高火。其高アル。之に於て難了。之は
當初。高鶴の。義理。而後。御傳。御傳教宣城の
御傳。御傳教宣城の御傳。御傳教宣城の御傳。
先づ御傳の御傳中。又更。御傳。御傳。御傳。御傳。御傳。
平地より。御傳。御傳。御傳。御傳。御傳。御傳。
七月十日
久方萬代人 宮崎亮雄

多者也。或曰：「此其所以為難也。」

本
色
海
陸
一
事
皆
有
之
故
不
以
爲
奇
也

傳之以法。其言曰：靜極而陽生，陽生而氣和。此皆自然之理。

新編史記卷一百一
漢書

聖上陛下詔南行章。因懷舊事獻之。無乃失禮。

印行可矣。舊題此詩，是此詩之真跡。補修訂之，附寄海

左楊柳右楊柳
急右角慢右慢
急右慢慢右急

卷之三

本稿序言を了めた後、即ち「政治小説の歴史」と題する稿子を終結した。且該稿子は筆者自身が「政治小説の歴史」と題する稿子を終結した。且該稿子は筆者自身が「政治小説の歴史」と題する稿子を終結した。

先の身の縁を端うすての事多し。かくの如きは、

就て「此事御申候中間合て此の事に

一青叶 二地叶 三肉桂 九桃 12

上傳
都^古大清
修志部

お虎の船の修理の勝機幸運に至る

降
毛利降第一事無皆有之故也。毛公與西國兵
傳之也。其名曰：靜擾之使。增山也。毛公
於此處也。毛公之使也。毛公之使也。

志下摩草「山河の新歌」

多喜之陽經結之背也。其一而脉也。脈動水火合故以水火之也。

「身の種を擡うたる事は國庫に於ける所と
總儀の御差前付し候。」
（註）

一春叶落他行雨向村外漫

上流の松の根
根の下流の木
木の根の上流の松

お庵が御の腰の腰の腰根吉良に對ひて

三高風集

西向か山脈のす
立古屋町筋近の
櫻坂

天然記鳥物

十一

吹頬帶 いのちの氣を
此處に留めず 何事生る時此處に
我室第ニ居本故の爲に此處に留めし

連動社社 神奈社
馬頭萬萬(萬人萬萬)也

力學考略

中根實壹
詩文

博川集

先生之不來故左口述書之於一卷

草東梓停住。可多了橋益佈祥等二校局在後殿奉
經聲。先生本來是重慶人。有四個在後學大師者。以

初來京師不識取人上學堂有二輩著無事可作公派往
游山以垂示之其後所著至幸布不近來一報不應也平生
立世不以才故也嘗人曰文殊院北大士西方之果實子也
一子生於南都之研末也時達旦不寐因以
口號表之曰一念誠千古口傳耳十六歲母懷亡而死有
先生之年又少苦貧不能上庠游方始入于當年歲在甲辰

高厚集 指掌書 の序

西向山脈

萬物皆有本源
天地萬物皆有
自然之理

吹鳴帶の御内渡、在所奉公、其事は御内渡の事
其事は二局奉公の事也。此を曉得し川

卷之三
神在社
馬在社
馬在社
馬在社

in the morning & at
the time of the
lunch hour.

W. H. D. - 1900

and the author's name is given as "John C. H. Smith".

在日書画不諳、
刻舟子繪山花、
脫滿血板、
新吉樂傳不
傳、

革東梓德仕
古事記解益節解學二體為左之說奉
義學主近生本末考之其事之說有四種在之學中解書以
省也下卷

物來京下山支那人上嶺望有之者甚著無以更下山出殿往
遊寺中垂不甚覺所喜之至寺在近又一廟中懸望牛活
其也日一之為生人也文殊院北大寺地方之東南也是
一寺生於古樹之下研究之勝處也畫生也此望洞人
古塔表符游之也誠千古古之精可云大絕妙極人言之有
先生特年又立苦行者草行也知其為善不滿有年深

日軍向占捕空、並非力の任不堪、乃ち所可若の元新之河
左近付、平之藏、左近、二三事相模、舊、一、二、乃幕之、一、二、相
集、上、舊相模、ノ、財料、一、二、年、暮、一、端、下、支、勞、第、之、暮
計、二、年、改、東の項目、了、左、左、本、年、存、右、少、而、接、子、暮、改
事、半、一、任、下、山、氏、の、可、ノ、諭、之、捕、空、下、空、同、民、生、平、歸
任、半、未、相、某、四、皆、社、基、内、二、謂、空、御、暮、及、半、中、古、參、古、表、空
ト、不、參、在、而、取、口、暮、中、空、如、此、半、草、本、存

七
月
廿
二

牛首山

詩
七

本の調査の後、車が不整で、又体も弱いため、
子供達の家で大いに休んで、精神を養
め得た。本日は大いに無事で、午後出版計画へ遂に半歩と到了。其
間行なった一日は、車の修理と、洋服せうと着用小物等

03958

正月十五日元宵節，晚飯後，我到南門外的花市上逛，那裏人山人海，非常繁華。我買了一串糖葫蘆，一串冰糖山楂，還有一個大大的元宵，又買了一瓶汽水。在花市上逛了一會兒，就回家了。

第一號
鮮勝支那美大禪
子其外
結

卷之三

卷之三

卷五

卷之三

國學之源 許慎序

上四社 俗稱帶金廟第一萬和堂 丁巳年

卷之三

卷之三

六書社版

明治十五年九月上野市立圖書館
藏書之記念（明治十五年）

十一月廿四日生神社上同一端皆生之子也

制、左子於齊為行仲孫叔言。又三十一年，

新編卷二

卷之四

卷一
十一

周易

周易

8 9

第一殿

一丈六尺六寸
二丈六尺六寸
伊勢每尊
御靈大神

第二殿

言造同上

第三殿

御靈尊

伊勢詔尊
一丈四尺八寸
二丈四尺八寸
國家神子大神

第四殿

國常之尊
一丈三尺四寸
一丈三尺四寸

第五殿

四丈六尺六寸
一丈三尺八寸
天照大神

第六殿

禪迦天忍穗耳尊

第七殿

禪迦天忍穗耳尊

第八殿

子言
鷦鷯草草不言尊
三多火之出見尊

子言

禪迦天忍穗耳尊

第六四社合殿

四丈六尺四寸
二丈三尺一寸

一萬宮

豐斟渟尊

勸請宮

泥土煮尊

飛行宮

大戶之道尊

米持宮

面足尊

以上十二所權現社 第一殿を西御前と稱す。第二殿を中御前と稱す。
 第三殿を證誠殿と稱す。此の三社を三所權現と稱す。第四殿を若官と稱す。第五四社合殿を中四社と稱す。第六四社合殿を下四社と稱す。

奥御前社

一大九尺七寸

す

禮殿

寶藏

御輿屋

神樂所

御供所	管絃所	輪藏	方二丈六尺餘 四本柱四丈三尺
大日堂	護摩堂	神官籠所	社僧籠所
花床	常番所	鐘樓	神馬屋
東門	西門	南櫻門	ニ丈六尺一寸 三尺車寄あり
鳥居	下馬立石	服忌令制札	
末社			
満山社	祀神八百萬神	本社の坤一町許にあり	
今神倉社	荒祭宮といふ	本社の南ニ町山根にあり	
鍵宮	祀神宇力雄命	本社大鳥居の傍にあり	
谷子守社	祀神菊理姫命	本社の巽七町谷地にあり	
渡御前社	祀神神倭磐余彦尊	本社の南セ町山根にあり	
琴平社		本社の西北一町にあり	
妙見社		本社の西五町餘にあり	
如法堂			
石神社			
火神社			
矢倉明神社			
馬町の内岩山の半腹にあり因て矢倉明神と稱す。矢倉のヤハ伊波 トの約れるにて岩倉の義ならん			
鳥坂子守社	祀神 塙山姫命	城内鳥坂越にあり	
八咫鳥社			
飛鳥神社			
宮戸社	三尺四寸	祀神 菩薩道守命	鳥居五尺
飛鳥社			
飛鳥社を去ること三町築岩山の端な生舊は海中の小島なりしに 今は陸に接きたり			

濱王子社

方三尺六寸餘
鳥居五尺

祀神

稻穀命

三毛入忍命

下熊野地にあり古道は廣津野より直上瀬つたひに瀬王子に到る

とあり。奥御前は又奥御前三神殿と締し

天御中主神 高皇產靈神

カミムスピ
神皇產靈神の三神を祀れり

祭神

祭神は御子速玉大神 熊野夫須美大神及家津御子大神の三大神を齋
き祀る所謂熊野三所大神にましまし當新宮を祀の本宮那智の三山い
づれもこの三大神を奉祀しその中本宮は家津御子大神を御本社とし
新宮は速玉大神を御本社とし那智は夫須美大神を御本社とするなり

熊野夫須大神

は伊弉冉尊の御事にして栗田寛博士の考證最も明確なり云ふ

此神は伊弉冉尊なるべし。夫須美は即ちムスピなり。新抄格勅符に
は熊野牟須美神と見え木抄に「ムスブの宮」とよめるにて著くムスピ
は産靈の義にて伊弉諾尊と共に國土山川草木を始めあらゆる物を生
みなし玉へるより負ひ坐す御名なるべし。

家津御子大神

は素盞雄尊の御事なり。栗田寛博士云ふ。

此神は素盞鳴尊に坐り。此尊木種を播生せし御功ませば出雲國にて
は熊野大神櫛御氣野命と稱へ紀伊國にては氣津御子大神と稱へ奉り

しものなり。氣は木なり。

御子速玉大神

栗田博士は『御子とは伊弉冉尊の御子に坐すよし也』と言はれ紀伊
續風土記には『此神は伊佐奈美命黃泉にて化生し給へる神なれば根
國に入り坐し須佐之男命と深き縁ありて同地に祀り奉れるなるべし』

と言はれあり。日本書紀第十の一書に
伊弉諾尊追至伊弉冉尊所在處。便語之曰。悲汝故來。答曰。族也勿看。
吾矣。伊弉諾尊不從。猶看之。故伊弉冉尊恥恨之曰。汝已見我情。我復見汝情。又曰。
時伊弉諾尊亦懲焉。因將出返。于時不直黙歸。而盟之曰。族離。又曰。
不負於族。乃所唾之時化出神。號曰速玉之累。次掃之時化出神。號曰黃泉。
事解之男。凡二神矣。

とあり。古事記にはその前後の情景を詳かに敘せられて
故伊邪那美神は火の神を生みませるに因りて遂に神避り坐しぬ。故爾
に伊佐那伎命の詔りたまはく「愛しき我が那爾妹命や。子の一本に易
へつるかも」と謂りたまひて、乃ち御枕方に匍匐ひ、御足方に匍匐ひて哭
きにまふ時に御涙に成りませる神は香山の歎尾の木本に坐す。名は
泣澤女神。故其神避りまし、伊邪那美神は出雲國と伯伎國との境比
婆之山に葬しまつりき。

於是伊邪那伎命御佩かせる十拳劍を抜きて其の子迦具土神の頸を斬
ケたまふ。爾に其の御刀の前に著ける血湯津石村に走り就きて成り
ませる神の名は石林神。次に根折神。次に石筒之男神。神次に御刀の本に
著ける血も湯津石村に走り就きて成りませる神の名は瓊速日神。次に
瓊速日神次に建御雷之男神。亦の名は建布都神。亦の名は豊布都神。神三次
に御刀の手上に集れる血手俣より漏き出て成りませる神の名は闇游翁
加美神。次に闇御津羽神。
上の件石拆神より以下闇御津羽神以前併せて八神は御刀に因りて
生りませる神なり

(次の二節略)

於是其の妹伊邪那美命を相見まく欲して黄泉國に追ひ往でましき。
爾ち殿の膝戸より出で向へます。時に伊邪那伎命詰らひたまはく愛し
き我が那通妹命吾汝と作れる國未だ作り竟へずあれば還ります汝

と詔りたまひき。爾に伊邪那美命召したまはく「悔しきかも遠く
來まさずて吾は黄泉戸喫し。然れども愛しき我が那翁命入り未坐せ
る事なれば還り欲もと且く黄泉神と相論ははむ。我を眞視にまひ
そし。如此白して其の殿内に還り入りませる間甚入しくて待ち其火に
まひき。故左の御美豆良に刺させる湯津津間櫛の男柱一箇取り觸きて
一火燭して入り見ます時に蛆たがれとろろぎて頭には太雷居り胸に
は火雷居り腹には黒雷居り陰には折雷居り左の手には右雷居り右の
手には土雷居り左の足には鳴雷居り右の足には伏雷居り併せて八の
雷神成り居りき。於是伊邪那岐命見畏みて逃げ還ります時に其の妹
伊邪那美神^{アレ}吾に辱見せたまひ^{マハ}と言したまひて即ち豫母部^{ヨモイシ}に詳
賣を遣はして追はしめ^{タナヒキ}。中略最後に其の妹伊邪那美命身自ら追
ひ来ましき。爾ち千引石^{アヒハ}を其の黄泉比良坂に引き塞^サへて其の石を中
に置きて各對立して事戸を度す云々。

と記されあり。尚古事記及日本書紀の第六一書等によれば伊弉諾尊
にはそれより筑紫の日向の小戸の橋の橋脇に到り坐して禊祓あそば
しニ、に三貴神生れますこと、なり届り
於是左の御目を洗ひたまひし時に成りませる神の名は天照大御神次
に右の御目を洗ひたまひし時に成りませる神の名は月讀命次に御單
を洗ひたまひし時に成りませる神の名は建速須佐之男命。
とありて三貴神の御出生は冉尊神云りまし、後諸草氣紫憶原にて御
禊祓あそばされし時の御事となり居るも日本書紀本書には
既而伊弉諾尊伊弉諾尊共謀りて曰吾已生八洲國及山川草木何不生天
下之主者與。於是其生日神^{アレ}號天日靈貴^{アラタニミコト}。一書云天照大神比子光華
明彩昭微於六合之内。故ニ神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒。
不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事。
次生月神。一書云月弓尊月讀尊其光彩並月。可以配石而治。故亦送

之子天。次生素戔嗚尊。此神有勇悍以安鬼。且常以哭泣行。(略)
彼其父母二神勲素戔嗚尊。波基與道不可以君臨宇宙。固當遠遁之於
根國矣。遂逐之。

とありて自然に適ひ正しき様考へらるゝ上に國史家牒に見えざる異
なる傳説を記載せらるゝを亦皆とせらるゝ古譜拾遺にも
伊弉諾伊弉翁ニ神共爲夫婦。一作八洲及山川草木。次日神月神最後生
素戔雄神。

と見元皇太神宮儀式帳にも

此掛異天照坐太神月讀之神ニ柱所稱。伊弉諾尊伊弉翁尊共爲夫婦
合戸生神上

とありといふことにてあり

伊弉翁尊の御陵傳說也につきて。書紀第五一書には次の如くあり
伊弉翁尊火神時被灼而待退去矣。故奉於紀伊國熊野之有馬村焉。

土俗祭此神之魂者。花時以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。
古事記には「下焚出雲國與伯伎國塙比禱之山也」とあるも本居大人の
記傳に「此山今詳に知れず國人などによく尋ねべし」とあるに引
きかへ南牟婁郡有井村大字有馬字口有馬なる花窟なる御陵傳說也は

字奥有馬なる郷社。產田神社祭神伊弉翁大神(朝過安智神)と共
に磨然として存し由來最も古き花窟花祭御法(連懸神事)は承年二月
二日十月二日の兩度皆ながらに執り行はれつゝあり

夫木抄

神まつる花の時にやなりぬらん有馬のむらにかゝる白ゆゑ

紀のくにやありまのむらにます神にたむくる花はぢらじとぞ
ありふ

寺の古歌ば人のよく傳唱する所なり

久安百首

尊母御陵也
花窟トテ御祭

光俊朝臣

飯田武卿大人はその著日本書紀通釋に於て 三貴神の御出生は書紀本書の紀する所を以て正説となすべきものなることを断せられ冊尊の御陵傳説地も有馬説を取らるゝと同時に『熊野』の條に於て伊弉諾尊の神退りまし時に瓊杵^{モガタリ}之處に伊弉諾尊行きましたかば如平生出迎へて相見まし其後遂に現身ながら黃泉國に到坐しは此地なり云々

と繹かれあり

以上引用せるところを綜合して繹ね考ふれば
伊弉冉大神(結大神)三貴神を生ませ給ひし御後有馬の邑產田のほ
とりにて軒遇空智神(火神)を産ませ給ひしが御産の御熱の為に終
に神去りましかば今花窟の地に焚しまつりしに伊弉諾大神思慕
の御餘り御殯^{モガタリ}の處に追ひ到らせられしかばその切なる御情感通し
伊弉冉大神甦りたまひて御見え申されその御時生れさせられしは

御子速玉大神にましまじ父の大神筑紫に別れ行かれたまひし後もそ
のまゝこの熊野に留まらせられ母大神の御傍を離れ給はず母大神も
生れ出でらるゝや直に父大神に別れ給ひし二の御子の神を一入あは
れに思し召されたるは固よりの御事にてありかくてこの御子速玉大
神は御兄素盞雄大神と共に御力を協はれて此の地方を御開闢御經
營遊ばし大なる御恩を施したまへるよりこの三社の大神を熊野三所
大神と稱へ奉り本宮新宮那智の三山に齋^{ミサ}祀ることにてあり結大神
を御子速玉大神とは必ず一宇の神に合せ祀り奉る所から御由ある
爲にてありかの花窟の花祭も御子大神の春に秋にその折々の花を供
へて祭らせたまひしに本づくにはあらざるかと想ひ奉りて一入畏く
ありがたく感じ奉るなり

又書紀 第六 一書に

素戔鳴尊年已長矣 復生^{モトニヤ}八握鬚髮^{カツヒゲ}雖然不^{シテ}治天下 常以啼泣恚恨^{ナニヤクハニミム}

故伊弉諾尊問之曰汝何故恒啼如此耶。對曰吾欲從母於根國只爲汝耳。
伊弉諾尊惡之曰可以任情行矣。乃逐之。
あるによりても素盞雄尊の亦いかに母大神を慕ひましたるかを想
ひ見るべきなり。

創建

水鏡に『景行天皇の五十八年（七八八）新宮は始まり給へりし』と見
え歴代編年集成には『景行天皇三十年庚寅（五〇）熊野新宮此時に
始まる』とあり。吉田東伍博士の大日本地名辭書新宮の條には
此地は神武紀にも熊野神邑とあれば當時縣に早玉社の有りしを思ふ
べい。蓋此の新宮本宮の稱は中世無識の輩の牽強より遂には世の公
稱に移れるならん

と言はれありて諸説一ならず

御世跡縁起には

庚午年三月廿三日熊野新宮。南乃神藏峰降給次六十年庚午新宮。方
東農阿須賀乃社乃北石端乃谷仁勸請靜奉津留始結早玉家津御子登申
ニ宇社也云々

とあり御鎮座祕記その他社家の傳説はいづれも二の縁起に本づくものにてあり、紀伊續風土記も大様これに従ひ。

諸此の三柱の神、我熊野にては熊野結神と御子早玉神とを相殿に祀り
て一社として熊野早玉神とも結早玉神とも稱へ、素盞鳴尊と一社に祀
りて、熊野坐神とし、家都美御子大神とも稱へ奉れり。
かくて此三神再遷座し給はんとて、崇神天皇の御世石端の谷より本
宮に遷し奉り、神藏に其儘跡を止め給へるを、景行天皇の御世今的新
宮の地に遷し奉れり。新宮は本宮に對へたる名と聞えしは、崇神天
皇の御世の方や、古ければ本宮と稱へ、景行天皇の御世の方や、後
なれば新宮と稱へ奉れるを後に音を以て廣く土地の名にも呼び來り

しならんか。

と敘説せられあり

又以上の説に對し別に

熊野三所大神は元有馬の邑に鎮ましまして、崇神天皇の御世家津御子大神を熊野川の上流九里音無の郷即ち今の本宮村に遷し奉り結大神速玉大神は熊野川の南岸なる祓鳥の森へ世に蓬萊山と呼び秦の徐福來りて、に不老不死の仙藥を採るといひ傳ふに遷られしが景行天皇の御世更に今的新宮の宮居の地に遷らんしなりといふ異説あり大に根據ある説にていづれを是とすべきか隨從に迷ひつゝあるなり

熊野三山の中官等中社熊野那智神社はその創建や、後れ仁德天皇の御世海内第一の大靈廟めてせに發現せる時天下の靈地としてこゝにも熊野三神大神を鎮め祀るといひ傳ふ

熊野十二社權現稱呼の由來

熊野三山の祭神は上述の如く總大神御子速玉大神家津御子大神の三太神なるにいつの比よりか更に天神代御神玉代の神々と合せ祀り熊野十二社權現の名却て廣くせに傳はり、縣社時代與洲よりの熊野

道社の中には縣社熊野速玉神社の神符を受くるを裏ばす在來の地く日立第一熊野十二所大權現の神符を請ひて已まざりも者少からざり

レは實際の事にてあり。十二社權現の由來に關し和歌山縣詩は

那智勃興するに及び本宮新宮ニ山を凌駕し入兩郡神道と合せじめん
が爲に兩社の上に國常立尊社を置き之が本地を阿彌陀如來と爲し證誠殿と名づけ（但し證誠殿の名は御垂跡緣起にも見えたれば出處は那智に非ざるやむ知れず）之に爾諾二尊をも合せ祀れる状態に見ゆ。斯くて本宮新宮も之と對抗し本宮は本社家津御子社を證誠殿と證し又伊弉冊を祀れる如くに傳へ新宮も同じく國常立尊家津御子神を祀

りて證誠殿と名づけなどせしより爾來三山本末互に相模し相倣ひて
全く同一の三所權現を祀ることとなりしにあらざるかに想到せらる。
と推論せられあり。わしに當に然るべくかくて更に天神七代地神五
代の神々をも權りに御姿を現はしたまへる御無跡の御神として合せ
祀りオニ社權現と稱へまつるに至れる者なるべく御室文書に徵すれ
承保元甲(一六三一)一九〇三
白河天皇の
八月三日別當書
は第八十七代 四條天皇の御頃(北條泰時執權時代)の文書に始め
て熊野十二社權現の名見ゆといふ
の書せら
新室舉起
己は本地坐跡
ナ所權現と
記しあり
右ノ大文字書寫
レ宣下
祭禮

當社も熊野十二所權現と稱すること六百餘年の久しきにわたり禮殿
には本地佛さへ對へまつらる、有様なりしが慶應三年(一八七七)
勅命により神佛習合兩部の舊習を一洗して古の姿に復り權現の稱を
廢して速玉神社と改稱し明治四年縣社に列し大正四年十一月御大禮
の御時を以て官幣大社に昇格せること二記の如くにてあるなり。

第一代 熊野別當

(熊野別當大鳥居第)
十月十五日、十六日(元は九月十五日、十六日)

長快の書せら
新宮繕走は
九月十五日中御前
御祭礼はやす
御室島御神幸
御室島御神幸
の事、すゞ阿
須賀社への御馬
參御事は見
度うす

午の下刻神馬(輿州産の白馬を例とす)を飾り神寶靈鑑(秦人徐福
の献し奉るところと言ひ傳ふ)を懸け官司以下列を轄へて上熊野地
なる攝社阿須賀神社に到り神靈を迎へ來りへ俗に阿須賀の神御留守
居に來らるといひ。阿須賀社の祀神も熊野三大神なり。かくて西中
刻中御前太神神馬に召させられて新飯山なる御旅所に神幸あり檜葉
にて造れる假殿に入らせられ庭燎を焚き神樂を奏し官衙庭燎の光に
て祝詞を奏し禱宜主與手を連ね左へ廻ること三度にして退き次に火
上と將じて火を滅して式畢り成の下刻達矣す。御旅所の祭儀極めて
素樸古雅なり。

十月十六日 西御前結宮の祭禮に西御船祭ミツネアリと稱せらる。

申の上刻神輿公御御幸町通を経て熊野川の岸に到り神靈を朱塗の神幸船に遷し諸手船二艘これを曳きて先導し

神輿（國寶） 北轉後小松天皇の明徳元年庚午（一一〇五〇）十一月足利義滿將軍の宿連にかへり漆鑄金銅製にして高さ約一間幅の長さ前後通じて約三間重畳約百五十貫目あり正員三十二人補助員若干人にてこ札を昇く

神幸船（國寶） 金銅鑄龍頭朱塗 靈元天皇の天祐二年へニ三四一德川五代將軍綱吉の時 新宿の住人榎本伊左衛門惣内太次兵衛横山清兵衛三田村善助辻次郎兵衛岸五助宮城作兵衛吉村佐右衛門辻與兵衛松尾傳助吉座畠中吉兵衛南牟婁郡大泊速水善兵衛補新助伊勢大淡宮崎作右衛門江洲西破壞黒瀬善志衛門江戸村地市左衛門の十六人武州豊島郡鉢瓶浦明石町に於て之を作り寄進奉納せぬものにして今

の京橋區明石町邊はその比なほ市外郡部にてありし様なり

吉タアネ

諸手船

對岸なる南郡鶴殿村より出すを例としその水夫を諸人吉ト

いふ。諸手船の名は存し居るしその様式は太に後世化しあり

別に九隻の早船の供奉するあり。神船熊野川を泝りて御船島に至り島を左より徐ろに三周し島上にて神供神酒並に三尺の魚を切りて供へ奉る式あり（その魚は大島村なる大島須江檍野の三區より献すること古よりの例なり）

九隻の早船神船に先ち十町許川下なる成川渡船場前より號砲を合図に一齊に出發し先を競うて漕シテ上り島を一周し島の前に當る乙基川原の岸に並びて息をつき島上の祭式了り神官起立し扇を擎シテてさし招くと同時にまた先を争うて漕シテ出で島を三周して漕シテ下る狀頗る壯觀なり（この早船は元は新宮町内の廻船業者の中より之を出し第一体を贏シテ得し者は一年間その持船熊野河口を出入する際他家の船

に對し優先權を占むる慣例となり居りしが數年前より新宮町二十五
區の内希望の區中より抽籤を以て之を定むることとなれり。早船は

神社の内苑に藏しあり一年一回使用するなり。

熊野年代記 天和三年癸亥（ニニ四ニニ神幸船奉納の翌年）の條に
九月十六日早船當地廻船中寄進是迄相野ヨリ在舟ヲ出ス
とあるによれば今日の如き早船の競漕は二百五十年前頃より以來の
ことの如くなるシ神船御船島を廻る祭儀の由て來る。この久しきは
増基法師の熊野記行いぬほしに

みふねしまといふ所にて

底の瀨に誰棹さして御船島神のとまりにことよさせけん
とあり

夫木抄に

（白河院牛房）少將内侍
みくまの、浦わに見ゆる御船島神の御幸に漕ぎのぐるなり

とあるによりても推想することを得べく、紀伊續風土記には

神靈出雲國より諸手船に乗りて此地に遷座し給へる事なきよりしよ

り其故實を傳へてかゝる祭式あるなるべし。

と推論せられあり。或はざらあるべきなり。

（卡洋）一物、御船祭神幸の行列の中に縞笠冠りたる少女人形の飾れる馬

（神馬にはあらず）に乘りたるあり。もと正政所（正政の所）へ馬町の西裏亭に

ありたり）の永田氏（當社衆徒）より出せしより（正政の一物）といふ。

寛文記に

一物は金襴の狩衣を着て壹ノ穗十二本に牛王十三枚校み腰に押して
馬に乗り御輿の先に立つ其壹穗は大島より献す云々

と見ゆ。二の壹穗の外に御船島の祭式に贋に供ふる三掛の魚（大島
島にして大島の海岸にあり、一に堂島ともいふ）のものを採りて献す

るを例とす熊野權現此島に天降りよし夫より新官へ遷座ましませりといひ傳ふるに依るといふことにてあり、一物の人形もその時御道しるべ申せし早少女に象るものなり」といふ。

寶物 古文書

當社の神寶寶物の多くは往昔國幣を以て社殿御造營の爲め、天朝又は將軍家より御進納御寄進あらせられたる所にかゝり夥しき數に上り居りし久しう久しう年月の間紛失或は焼失し現存二百八十餘點内國寶に指定せられたる者一百五十餘點へ別記の如し但力攝社阿須賀社の分十五點許にして足利全盛期時代の物多數を占む。未だ國寶に指定せられざる物の中に於ても貴重なる寶付少からず（攝社神倉神社舊拜殿欄間彫刻（人物禽獸）八枚は博雅の士の嗟嘆藉かざる所、繪帳紙七枚の若き藤幸田、高野等の諸博士何れも他にて縦て見し所あらむと嘆美せられ居れり）

國寶之部

金銅裝鳥頭太刀二口

後小松天皇御進納

時繪櫛箇

十一合

往昔天朝より御進納

牛馬馬鹿太刀古来
中身は日本ノ密書
國寶ノ大刀
時繪櫛箇
漆口ト音響
無精後裔物
查官表ニシテ
ケリササギ
レルソ發送各
事時ノ事
象嵌入鉢
二等 往昔天朝より御進納
丹塗弓

時繪平胡籠皆具 一雙

冠 壱個

時繪箱八

彩色檜扇

十枚

玉佩

袍

直衣

表袴

薄衣

海賦袋

指貫

祚

唐衣

平裏

海賦袋

指貫

祚

唐衣

平裏

壹枚

九領

十二領

十八領

壹枚

八具

壹枚

壹枚

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

往昔天朝より御進納

時繪

経箱

八

枚

貳疏

壹領

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

金

鏡

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

銀時繪衣架

十二具

往昔天朝より御進納

カニアラレ・緋物

白綾遠菱文御衣

一領

同

朱年號追因人

鷦鷯金葉

紅御袴

三尺

同

天然記念物

竹柏

ナギ

一位科

常綠喬木

木ノ名木トニテ梅

梅セシミカ盛ニ

ウニメレキサガサ

ニニ花宣ア作リ自

引罕存ス二個ア

ハシマ藍勝元

隱居ノ蔵ス会

絶命品ノハ

古木ノ名木ヤ本

アリクイヒ

をかたまのき 木蘭科 常綠喬木

御門の傍にあり 胸高の處にて幹の周五尺三寸高六間半この木は古

今集三木の一へ他の二はめどぎけづり花川名草にして漢名を廣心

樹又董心樹といひ春初紀元節の比より辛夷に似て小さく清香ありて
愛らしき花一ヶ月間ばのり咲きつゞき結べる美しき實は季候神嘗祭
の比に至り拆裂去れば外に一二個乃至三四個深紅珊瑚に似たる堅き
種子を含み居り亦愛玩すべし

古歌

弘安百首

むすぶの宮

土御門天皇皇子

撫教園親仁親王

竹柏ノ木ノニウチ

年裏文伯書

依舊ノニラズニ刻

アリクイヒ

霜おかぬ南の海の續びさし久しく殘る秋のしら菊

熊野新宮にてよみ寄りける

守原師光

拾遺怨草

霜おかぬ南の海の續びさし久しく殘る秋のしら菊

熊野新宮にてよみ寄りける

守原師光

天くだる神やねがひをみつしほの湊にちかき千木のかたとす

朝廷の御崇敬深きを加へさせらるゝに伴ひ熊野三山社殿造営の如きも國家の重典とせさせられ中世よりは五畿七道之内にて或は一箇國或は二箇國に命じ其國の貢組を以て之が用度に充てしめられ國司等重任の成功を冀たりて之を造らしめ給ひ續後に及ばては造営科として國々にて莊園を築進したまへる者のがくその奉行中古は三公後には征夷大將軍又は執權職をして之に當らしめ給へり御建立由緒等に就き左にその二三を抄録すまた以てその一斑を概見すべしなり。

後三条天皇 延久四年子年 造國 駿河
奉行 近衛左大臣（師實公） 大工 宗久（宣大工 小野
後鳥羽天皇 建久四年癸巳年 宗久（宣大工 小野
宗家（第十四世祖） 宗光（第十九世祖）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

- 二 征夷大將軍源朝臣賴朝公建立 大工 宗家（第十四世祖）
- 後醍醐天皇 元亨ニ癸未年 造國 宗家（第十五世祖）
- 奉行 鎌倉相州平高時法印宗鑑 大工 宗光（第十九世祖）
- 後陽成天皇 天正十八年
- 關白豊臣秀吉公名代大和大納言秀長卿遣進
- 奉行 藤堂佐渡守 羽田長門守 大工 宗矩（第三十九世）
- 中御門天皇 享保十九年
- 征夷大將軍徳川吉宗公遣進
- 紀伊權守納言源匡宗直卿監 大工 宗矩（第三十九世）
- 奉行 水野大炊頭忠照 三浦遠江守為隆
- 孝明天皇 嘉永七年（安政元年）甲寅六月 大工 宗矩（第四十三世）
- 紀伊國主從三位行左近衛中將源朝臣慶裕卿遣進

奉行 水野土佐守忠安 安藤佐弾守直承

熊野行幸

御歴代熊野行幸の御事、社家の傳ふる所及熊野年代記、熊野年鑑等に記する所によれば景行、應神、仁德天智、天武、平城、清和の諸帝に於て行幸あらせられたりと為し、殊に熊野年代記、天武天皇白鳳十二年十三年の條には

十一月 行幸熊野 至正月還御。

去年行幸式定。 未ヘ十 大道路ノ通路ヲ中邊路ニ定。

と記し居るも他の文獻にその證あらず。弘仁元年十月平城法皇御幸の御事は寺社の要記源平盛衰記等には見ゆるが亦他に徵すべきものあらず。そのこれあるは宇多法皇御幸の御事 紀略扶桑略記等に見ゆるを始とすべく濫觴抄にシ

院熊野御參詣 醍醐十年丁卯 延喜 十月二日法皇宇多參御。

廿八日還御

と見ゆ

熊野三山行幸御度數

御歴代熊野三山行幸御度數に就きても桂々異説あり。信すべき與てに據りて算し奉れば左記の如くなるも實際の御數は尙その上に出させ給ひしならんと妄想せらるゝなり。

宇多上皇 御一度 延喜七年（一五六七）十月

花山天皇 御二度 寛和二年（一六四六）

白河上皇 御七度 正暦二年（一六五一）

大治二年（一七五〇）正月御初度

鳥羽上皇 御十六度 大治元年（一七八八）十一月御初度

仁平三年（一八一三）二月 御最終

崇德上皇

御一度

康熙二年（一八〇三）閏二月

長寬元年（一八三三）三月

御
切
記

後鳥羽上皇 御二十三度

建張二年九月三日

2

建長七年三月

龜山上皇 御一度

卷之三

卷之三

門院 崇徳上皇そろはさせられて行幸詔あそばされたる御事にて
り。又、鳥山上皇御幸の御時那智山

乙未二年天皇の生辰元年（一九六三）三月某日（陰曆）御誕辰天
皇の御誕生日（御誕生日）御誕辰天皇の御誕生日（御誕生日）御誕辰天
皇の御誕生日（御誕生日）御誕辰天皇の御誕生日（御誕生日）

蘇東坡行草書自題

日記十一月記和許記、尚り所謂之所謂之遠紀能當常考行小
一乙亥之報記甚子所不據也

せられもとの御道に従はせられて廿六日還幸あそばし給へるにて本
官新宮にては亂舞相撲等天覽遊はされ夜歌御嘗めらせらむこと
文中に見ゆ

建仁御幸の御道順は左の如くにあらせらる御日數は二十二日を要し
給へるが宇多法皇御幸の御時は二十七日か、らせ給へりいつの行幸
甲子後即ち庚午ノ日、是ニ丙子ノ日、此ノ日御幸也。

龍溪先生の御光景

熊野行幸の御光景は宮地直一博士の讀神祇史「日吉と熊野の繁昌」の中熊野行幸の條に手にとる細く詳述せられあり。曰く。

後白河法皇の時に御山に物をしとて關東に仰せ米千石及び砂金若干を進めしめられた例もある。次には普通の物詣と違つて豫め嚴重なる精進が行はれ發足の後には半百に亘る王子の社に一々幣帛を捧げて祈念を凝せられ又中には險山難路も少くないのである。かくて山川千里も無事に打過す愈々本宮に着して寶前に宿づくこととなれば感涙禁じ難しといふのじ誠に無理ならぬ次第で之が爲に却つてその信仰は益々固くなる。然るに御苦行は愈に踏次ばかりに止まらないので御到着の後には直に裝束を改めて社頭に参達し先づ證誠殿次に兩所次に若宮次に一萬十萬と順次五所に參籠せられ了つて誦縛を始め又時には參籠を行はれる。就中後白河法皇は最も道心堅固におはしまして仁安四年御出家の御暇をとして參詣の際の如き正月の寒天を一夜禮殿にお明しになつたといふ。本宮を了れば新宮那智に奉幣あること先の通でこゝに三山の巡禮を果されるとかくの如く三

山の行幸は決して悠長なる御物語ではなかつた。して見ると本社に對する御崇敬の尋常第一様ではなかつたことも窺はれるのでそれに就ては又當代に於ける三山神祇の程も推測せられる。云々
後白河法皇の御手記にからせらるゝ傳へらるゝ、梁塵秘抄口傳集に應保二年正月十一日より精神を始めて同せ七日たつ。二月九日本宮奉幣をする。三御山に三日づゝもりてそのあひだ千手經千巻を轉したてまつりき。同月十二日新宮にまわりて奉幣すその次第つねの如きよみてたてまつる。とあり。熊野三山に對し給ふ御崇敬のいかに深甚におはしませしからず拜仰すべきなり。

行幸御詔文の御裝束

熊野行幸御道中の御裝束に就きては藤原道憲(少納言入道信西)の

本朝。世記へ原漢文)に左の如く詔し奉りあり。

慶治二年二月二十八日丙戌今日法皇(鳥羽)並に上皇(崇徳)鳥羽に於て熊野御詣進始めさせらる。(略)閏二月五日壬辰今日丙午皇熊野に参詣らせ給ふ。寅の刻御進發あらせらる。權僧正覺宗兩方の御先達たり。法皇白帛の御淨衣同じき頭巾(兜巾に同じ)山伏の用ひるしの(絹の小袈裟、御歎を持たせ給ふ。上皇白生絹の御淨衣脛巾、豪爽御杖等禮申納言藤原公能卿參議同教長朝臣扈從せらる。三月四日辛酉丙寅熊野より還御したまふ。法皇縞荷に参らせ給はず。直に鳥羽殿に入御あらせらる。云々。

熊野行幸の御重視遠ばされ居りしこと亦以て窺ひ奉るべきなり。

熊野九十九王子
熊野九十九王子のことは本居宣長大人の「和歌の浦鶴」の中に

王子の名目は元僧家よりいひ出せることにて本社の以下第一王子ある

よりなるべし之を天照大神すりと云へど何のよしもなき稱なり。九十九王子など古く諺にいふは唯數多あるをいふにて少す實にあらず。山城を出まして行幸の道路にはべてあり。皆蘿草の御休所毎に祭り熊野を御立派に稱し蘿草をさるふしにて多くは地名とおきて某王子といふ。中に地名ならぬもいさゝがあり云々。

宮地直一先生の熊野王子考に

熊野九十九王子を興籍の上に繳して其最初に表れしものを求むるに王朝の季までには藤代鹽屋切目蟹代蘿尾近露發心門のセ社なり。次で建仁の御幸記に至り其の數漸く真ほり實に六十社の多キに達す。されど思ふに實は王朝の季に於て略其の形を具へたりしものなるべ

く云々

と説かれ建仁御幸記を基として室町時代以前の文書に見ゆるものを

敵へ記され

攝津四王子 知泉十八王子 紀伊七十二王子

熊野牛王

孫子曰：「知彼知己，百戰不殆。」

卷之三

卷之三

熊野牛王は八咫鳥の寶印を押せる紙にて三山いづれもこれも出す
その寶印の形には小異同あり、中世以後公私に薦文多くこの牛王の印
紙に認めしのみならず、或疑獄等の起りし際淨水に牛王の中の鳥を切
り取りて漬し之を呑ましむるときは罪ある者は咎めを受けて吐與す
ると信じ居られしより中世神佛習合の風起り僧徒等素盞雄尊即ち熊
野大神を稱して牛頭天王といふより熊野大神の寶印を牛頭天王の首
禍害自後焉
かく人名大文字
牛玉ハ佐賀帰筆
也云牛驚云牛
玉アリ
ササキ(日加波)
三山檢校

次第によれば第三十一代正満(田邊系)後宇多天皇の弘安七年
へ(九四四)還俗して官崎曾根と稱し熊野別體恒例補仕はこゝに終
りしもその後田邊系の定遍別體へ北條氏に屬し鎌野に落ちさせ給ひ
し大諸宮を追害申す。道祐別當一童名樂師丸足利氏に屬し尊氏に
信仕せらる。新宮別當湛興(一作宣)の属す。等の和太平記に見ゆ
る。

次第によれば第三十一代正満(田邊系)後宇多天皇の弘安七年
へニ九四四)還俗して官侍嘗後と稱し熊野別體恒例補仕はこゝに終
クレレその後田邊系の定通別體へ北條氏に屬し熊野に落ちさせ給ひ
し大諸宮を近寄申せり)道祐別當一童名樂師丸足利氏に屬し尊氏に
信任せらるゝ新宮別當准譽へ官軍に属す)等の和太平記に見ゆ
熊野別當は熊野一國を手裡に握れる外牆多くの莊園を支配し且頭に
限りあき殿威の餘光を戴けろを以てその權勢は國司領主を凌がむ
とせる者あり。就中その最外城福走據には名を遠蹠と爲す。彼の
權勢は歴代別當中比肩する者有かりしにかへて繩核の於路に宮斗目
ざましく活躍せしかば彼の名は殆ど熊野別當の代表者の如くに傳へ
られと共に併せて熊野別當に關する対象の事彼より此れ甚増に結
び着くるが如き觀あり。六條判官義の子有るたつた原の女房を以
て彼の母と爲し武藏坊平慶を以て彼の子と看すが若き即ち是なり。

鳥義の女鳥居禪尼（左の左原の女房、丹鷗姫）の新宮別當行範の毒にして別當行決及行忠等の母なることは善。金言にも明記する所なるに常に驕く教ひ信じつゝ紀伊續風土記の若き事。亦

爲義の女鳥居禪尼（左つた原の女房、丹鶴姫）の新官別當行範の妻にして別當行決及行忠等の母なることは善。鑄等にも明記する所なるに常に種々く教り信じつゝ紀伊續風土記の若きも亦此立田腹の女は治遠決に嫁して遺増を産めり。堤快死後鳥居法眼行範に嫁し行快行忠妻輪等を産むと臆斷せられあり

嘉慶四年（一八三四年）患瘧疾、十六歳にて死す。やこの時遠増已に四十歳（延喜建久九年六十九歳にて死す）たり。七十六歳の夫を喪へる慈寧婦が四十四歳の嗣子別れて行範に再縁し行快（忠長詮等數子を生めりといふこと）顛ひ行範に憇せらるゝのみ有らず。行範は及て遺快に先つこと一年即ち嘉慶三年九月二十八日五十九歳にて歿せることは代々次第に明記する所況や嘉慶四年には行範の子行快已にして七歳たり（行快建仁二年五十七歳にて死す）而して遺快の女遠増の

妹の初め行快の妻となり後薩摩守半忠度に嫁せること亦名毒鏡に見
ゆ。かへれば續風土記にいへる所の如きは事實有り得べからざる所
にてある事。

舊約全書

明治維新前に於ける當社神職は神官衆徒社僧の三種に分れ之を三方
より差し合ひ數
山内寺が例 神官と稱せり 神官は神宮に奉仕するを職としその一屬を宮主又は
ア新宮守候
一太夫と稱せり 衆徒は神地の政務を執り行ふを職とし南北朝時代
活動した

リ三方社中の家は御社の西手なる相筋道にありたり。

三方社中の外に本領ありて庵主と號せ高貴の御方の宿坊たり 成川

渡錢は本領の所得にてありし事

次に堂下（伶官等）あり神民あり 今の道下町は堂下の家のありし
と二つ上船町の一部を神民町と呼ぶは神民の家多くありしによる
尚他に相賄禱宜二十五家あり南郡御船村太字鮎田高祖祖野名村太字

大里平尾茅塗に住し神官の令を受けて日々交替に神前に籠り神事の

間隙には農業を営めり

熊野に於かせらるゝ歴朝御製衣

花山天皇御製

熊野にまおらせ給ひける時いはた川もてよませたまうける

續拾遺集

いはた川わたらんのかかけ此は秋もあればとや草はさうめ

大木抄

音無の山にや今日はうくみすのこゑぬつらしく入セキくらむ

熊野の道よて御心地側をうすおほきれけに海士のしほせきけるを

御覽して

續拾遺集

旅の空終半の煙とのほりなは延虫の藻塩火たくかとぞ見也

大木抄

石はしる龍にまゆれてすち山の高根を見れば其のしら雲

修行しありかせ給ひけるに楊の花の咲きたりける下に休み給ひてよまセ
給ひける（榮花物語）

詞花集

木のもとをすみかとすればおのづから花見る人とすりぬべきかへ

白河天皇御製

熊野へ詣でたまひける道に花のさかりなりけるを御覽して
新古今集
咲キにはふ花のけしきを見るからに神の心をそらにしらるゝ
熊野にまゐらせ給ひける時よませ給ひける

新後撰集

山の端にしくるゝ雲をさうたてゝ旅の空にも冬は來にけり
熊野に御幸の時よませ給うける

新千載集

沖つゝせ吹上の千鳥夜やゝむゝあけがたちゆき波になくなり

後白河天皇御製

熊野御幸三十三度の時御前にておほしめし、けさせ給うける

玉葉集

わするなよ雲は都をへたつとおれで久しきみくまか、月

後鳥羽天皇御製

はるはるとさかしき峰をかけ過きて音無川をけふ見つるかか

熊野へまゐりて奉り侍りし

御集

岩出ます等々又ならず 三熊野の山のかかる行末もかな
熊野へまおらせ給ひける時 まさせ給ひける

新後撰集

よきでらす影とおもへは熊野山心の空にすめり月がけ

南山御幸の時

御集

玉葉集

三熊野の山路に名のる時鳥 神も初音やうルレからうむ
待わぬいつかはこゝにきの國やむろのこほりはるかな地とも
熊野の本宮やけて年の内に遷宮待りしにまおりて
新古今集

契あれはうれしくかゝる折にあひぬわするな神も行末の空
熊野にまわり侍りしに旅の心を

御集

御集

御集

御集

御集

御集

御集

夫木抄

見るまゝに山風あらくしくるめり みべニも今は夜寒なるうき
熊野に参らせ給ひける時

聞きすべくよそには過ぎし時鳥かづらき山の雲になくなリ
いざこゝにわかせはへ奉る御熊野の山の櫻は咲きさめにけり
新宮に詣給とて熊野川にて

新古今集

くまの川下す早瀬のみならずかみな波のかよひ路
ゆするなよ松の葉越に浪かけて夜ふかく出し佐野の月影

またたくひ那智のお山に澄月の清きひよりに松風やく

御集

何となく名こりそよしきなきの葉やかさしくいつる明月の空

近露王子歌御會御富座二首

峰月照松

冬の夜の峰たちはなれゆく月の秋にも似たる松の風かな

濱月似雪

ゆゑ光ては雪かとそおもふ冬の夜の月す遠のありあけの濱

御集

内裏名所百首

さつきこはむろのはやわせ手玉ゆらとりあへすなけ山ほとゝぎす

順徳天皇御製

御集

熊野川みをはやまからめぐりあはむ音にのみ聞くみづからえうき

後嵯峨天皇御製

御幸本宮につかせ給ひくそれより新宮の川船に奉りてさしわたりすほと川

おもて所せきまで續きたるも御覽しなれぬさまなれば院の上(増鏡煙の示)

續古今集

熊野川せきりにわたすすき船のへなみに袖のぬれにけるかな

後柏原天皇御製

柏玉集

三くまのや苔ふみなりするしよも身にかへてこそせを折りけぬ

よる波の音無川に影見えて冰をみかく冬の夜の月

企

8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料
番号

03958

1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9

神倉神社

位置

新宮町の西隅 檻現山の南端なる神倉神社の山腹懸崖の上にあり
日本書紀 神武天皇紀に 遂越狹野到熊野神邑アシナガニ且登天船盾スカヒタシタケとある
は即ち此なり

境内

神倉山の内 一萬一千四百三十五坪

山麓神苑 七十六坪 昭和五年秋新宮町より寄附
社務所敷地 百九十六坪三五 同上 神倉奉讚會より寄附

社格

官幣大社熊野速玉神社 摄社

祭神

大日本帝國建國の元勲 熊野高倉下命

高倉下命の神系

高倉下命は又の名を天香語山命又手栗彦命ともいい天孫遍々神尊の御元にして河内(モリタケ)の嵯峰(モリタケ)（生駒山嶺の中の嵯峰）に天降りまし太和(トミ)の鳥見に遷られし饒速日命(モリカヒノミコト)（又の名火明命）の長子なり。饒速日命高天原に在り時天道日女神(ヒメノミコト)命を妃として天香語山命を擧げられ松太和にて長髓彦の御火屋姫を妃として室摩志麻治命(シマヂノミコト)（可美真手命）建國の元勲物部氏の祖(ミコト)を譽めらる。饒速日命嵯峰に天降り在し時天香語山命亦天磐船に乗せ松毛二の熊野至る神倉山に降られて高倉下命と號ばれ拓殖經營也崩北つゝありし折柄 神武天皇御東征熊野に御巡幸あらせられしに丹敷の餘醜頑強に抵抗をつづけ皇軍甚だ惱まセ給ふに會ひ神劍をここに授けり新鏡の部属を率ゐて馳せ参じ奮戰殊勲を樹て、天業を翼成し奉り功を以て侍臣と爲られしが又出で越國の大守と爲ら詔給頭著徳化四境に遍く船の業綱窓く道を教へられしより手栗彦命と

と號ばれ終に越後にて神退りまし西蒲原郡彌彦村神劍峰(ミハラフクニ)に脅々祀らる越後一宮國幣中社彌彦神社是より神行は天香語山命の名を以て紀ら札あり瑞籬の内なる神木椎の老大樹は命熊野より携へ行かれて立てさせらるるもの根をおろし葉を吐かれて生い茂るたまらぬるものなりといふ。

命の子を天村雲命孫を天忍人命といひ曾孫を瀛津世龍命といふ。孝昭天皇の御朝大連となりその妹世襲足姫命立て皇后を爲り孝安天皇を生み奉る。應神天皇の皇后と爲られ仁德天皇を告み奉れる仲姫命も亦十三也の孫大臣尾綱根命の姫君にであらせられしなり。

命の子孫にして熊野に留まりせり新宮大神に奉仕せらるものあり所謂熊野三黨宇井鈴木復本是なり三黨の祖は南牟婁郡御船村大字鮎田子る御社牛鼻神社の祭神なり。

高倉下命の勲業

高倉天皇の勅業は日本書紀古事記に詳に敍せられあり、次の如し

古事記

故神倭伊波禮毘古命其地上リ廻リ幸でまへて熊野村に到でませる時
に大なる熊勢衆に出で入りて即ち矢せぬ爾ヒ神倭伊波禮毘古命傍忽
に遠延まし及御軍も皆遠延て伏しき。此の時に熊野の高倉下一横刀ヲ
を齎ちて天神の御子の伏せる地に到て獻る時に天神の御子即ち寤起
めまして「長寝しるかも」と詔り左まひき。彼其の横刀を受け取り
たまふ時に其の熊野山の荒ぶる神自ら皆切り仆されて爾ち其の惑え
伏せる御軍悉に寤起めたりき。故天神の御子其の横刀を獲つる所を問
ひ給へば高倉下答曰さく「已夢に天照大神高木神二柱の神の命以ち
て建御雷神を召して詔りたまはく『葦原ノ守國は伊多政佐夜藝帝阿
理那理。我が御子等不平み坐す良志。其の葦原中國は専ら汝が言向けつ
る國故。汝建御雷神降りてよ』是のリたまひき爾に答曰さく「僕降ら

すとも専ら其の國平けし横刀有れば降じても此の力の石は佐士布都
神と云ふ。亦の名は瓊杵都ヨウカツと云ふ。亦の名は布都の御魂。此の刀は石上
神宮に坐す。此の刀を降さむ狀は高倉下が倉の預サムライを穿ちて其より墮
し入れ走ハシマリとまきましたまい。故建御雷タケミカツチ、神教へたまはく汝が倉の頂
迄穿ハシマリちて此の刀を墮し入れむ。故阿佐米アサヒメ、奈良ナラ波取り持ハサフちて天神の御子
に獻サトマリれとを主へたまひき。故夢の教の如に且已が倉を見しがば信に横
方有りき。故是の横刀は獻るにこそとまをしき。故是亦高木大神の命以
ちて覺サトマリし白毫たまはく天神の御子此より奥方に莫入幸りましを。荒ぶ
る神甚サトマリかり。今天より八咫鳥ハチミツトリ遣せむ。故其の八咫鳥道引きても其が
立たむ後より幸行ハシマリでましにかば。吉野河エレヌ。河尾に到りまし
隨に其の八咫鳥の後より幸行ハシマリでましにかば。吉野河エレヌ。河尾に到りまし
時に笠ヤクを作ハセちて魚取る人有りき。云々

六月乙未朔丁巳軍至名草邑則誅名草戸畔者。戸畔此云戸襲。遂越狹野而致熊野神邑且登天船盾仍引軍漸進。海中卒遇暴風皇舟漂蕩。時稻飯命乃歎曰嗟乎吾視天神母則海神如何厄我於陸復厄我於海上。言訖乃拔劍入海化爲鉗持神。三毛入野命亦恨之曰我母及姨並是海神何爲起波瀾以羞弱半則踏浪秀一而往乎常也鄉矣。天皇獨與皇子手研耳。命帥軍而進至熊野荒阪津(亦名丹敷浦)因誅丹敷戸畔者。時神吐毒氣人物感瘴。由是皇軍不能復振。時彼處有人號曰熊野高倉下忽夜夢天照大神謂武甕雷神曰夫葦原中國猶聞喧擾之鄉焉。聞喧擾此云左柳覽利奈離。宜汝更往而征之。武甕雷神討曰雖予不行而不下予平國之劔則國將自平矣。天照大神曰諾。(諾此云字每那利)。時武甕雷神登謂高倉下曰予劔號曰部靈。(部靈此云赴屠能瀨多麿)今常置波庫裏。宣取而獻之天孫。高倉下曰唯々而宿之。明日依夢中故國庫觀之果有諸劔懸立於庫底板。即取以進之。于時天皇適寐忽然而寤之。予何長眠。此至尋而色云々。

中毒士卒悉復醒起。既而皇師欲趣中洲而山中險絕無復可行之路。乃棲遑不知其所。夜深時夜夢天照大神訓于天皇曰朕今遣八咫鳥。宜以爲御導。果有頭八咫鳥自空翔降。天皇曰此鳥之來自口祥夢。大哉赫矣。我皇祖夫照大神欲以助成基業乎。是時大伴氏之遠祖曰臣命帥大來且督將元戎踏山啓行。乃尋鳥所向仰視而追之。遂達于菟田下縣。因號其所至之處曰菟田寧。

皇師熊野御經由御道筋に因し記紀の敍せらるゝところ一致せらばす。古事記に據れば

天皇には熊野村即ち今の新宮町より熊野川及びその上流なる十津川の峡谷に沿うて北に遡り進ませられて吉野川の川底に出てたまひそれより阿田を経吉野川に循うて東に進ませられ井冰鹿國柄の帰服を見給ひて北に轉せられ宇地に出て、せ給へるもの、如くにあらせらるゝも多數史家は書紀に從はれ

天皇には狹野を越え熊野神邑即ち今的新宮に到らせられ天磐盾に登らせられし後又もや御船に召され前進せさせられしと途中暴風に遇はせられて皇舟漂蕩せしが強り天皇の召せられし御船今之南郡荒阪村二木島の邊に御漂着あそばしそくて夷笛丹敷戸畔を誅し給ひ天神の遣はされし八咫鳥の嚮導を得せられ今之北山街道を取らせられて北進あそばし大和の宇陀に到らせられしものとせられ居り師範中學等の教科書かづれも殆ど此の説に従はれあり然れども之を実地に従しまた紀の御文の語句語脈を検討し仔細に種々の点より考察すればその間疑説に勝へざるもの一二にして止らざるなり。

吉田東伍博士はその著地理的日本ノ史に於て天皇が天業を恢弘し天下に光宅せんとの最初の宏謀は弘金衛の一敗によりて毫も屈折せられず更に絶州征略の積極行動となり熊野大迂

回策を決行せられぬこの迂回策は實に神兵天降的なり以て賊の心膽を震殺せしもろに足れり且つ多年筑紫瀬戸内に轉戰し其の磨きたる海上智識を以て熊野方面の地理を窺知するに足軽足豆つ瀬戸内と熊野は唇齒相倚り外洋の海權は内海と相待つ瀬戸内海の制御を遂げたまふと生熊野浦にして敵國たらんには大和の脣には未だ克つべからず尚此の他ア史の文字以外に更に幾多の意義の伏在せるものあるを認め得べき事其の要旨を想察し奉れば

- (一) 祖業経述の大雄志に出でら慶しこと。
- (二) 且夷セラ士氣を前進によりて恢復せんとすること。
- (三) 海上戦の御経験を積まんしこと。
- (四) 熊野浦には天皇歓迎の内應者あること。
- (五) 熊野は大和背面の陥裏なること。
- (六) 外海の海上權を得給はむとせること。

(七) 御本國日向との連絡を得ること。
等にありと書。

と詳論せらるあり。前人未だ説き及ばざる所の卓説といふべく「天皇歓迎の内應者」とはおもふに正しく高倉下命を託せる考なるべし。
天皇の熊野大迂回策を御決行遊ばされしは吉田博士の詳説せらるゝ如く畏く深き宏漠の御上より御圓到なる御貞察を遂げさせられ精緻なる御調査を重ね殆ひし御結果に本づかせられし御ことにあらざりるべく果して然あらせられんには至ニに大和より來るとこちの熊野川の存するニとは既知の御事実の様想察し奉るのみならず。天皇には最初は淀川を涉りて大和に入らせられんことを策し詮終次には轉ぜられて紀川筋よりせきせりれんとして亦頓座遊ばせしより遂に熊野大迂回策を御決行遊ばされたる御ごとにおらせうべく然らば熊野川筋の如き頭初より重きをおかせられたる地夷の一々と想察し奉

うざるべからず。しかるにその熊野川の海口に位する熊野神邑に到り
せ給ひながらその地上より又もや御乗船所をばして前進せさせられ
上暴風に遇ひてニ木島に漂着所をばしきに遇然大和に入らせらる
る御道を御發見遊ばされたりといふは甚だ不審に感ぜらるゝ所にて
あり。況や新宮とニ木島とは相距ること僅々ニ十一海里許に過ぎず。
陸路徒行するも一日程たり。然るときは御舟師新宮を發し給へるその
御當日直に大暴風の御厄難に遇はせ給へるものと見奉らざるべから
ず。神籌些の御遺算あらせられ才加ふるに海上の智識に富ませられ
し御軍にして此の如き御ことあらせられんとは吹々奇怪モニシニ至
つて極まると言はざるべからず。

日本紀、錯簡
早譯
熊野、地聖名
著日本紀、譯
罷つて紀の御文を檢討考察す。則に熊里太速國の事一言無し。而して
あらず。軍至石草邑則誅石草戸畔者とありて直に遂越狭野而致熊
野神邑且登天磐盾とあることあまりに唐突に感ぜらるゝのみならず。

たコトノリ直ニ讀

敵至トヨシモ

テハ席上空席

シテテ御事

御事

御船の御當日直ニ大暴風の難に遇はせられたる御事なりに仍引軍

津進といふこと亦甚しく異称に感ぜゆるより神聖なる神典に對し

疑を挿むは悚懼に勝べざる所なり也紀の御文の中『遂越狹野而到熊

野神邑且登天盤石首』の一句は下の『中毒士卒采復醒起』の次に入

沿年那智山陸

軍將官あれ其

時官同ヨリ

か即ち正しくは

神武皇軍、太和

入セテシテ候者

六月乙未朔丁巳軍至名草邑則誅名草戸畔者

仍引軍漸進海中遇暴風

ノ義詮アリ遂

皇舟漂蕩

ヘタニシカシ草拂

左ミニ於ミテ笑セ

天皇猶與皇子手研耳命帥軍而進至熊野荒坂津固誅丹敷戸畔者

時神吐

アレルフヨウ官司コ

毒氣人物感痒

因是皇軍不能復振

時彼處有人號曰高倉下

傳承ヨリ斗事

尋而中毒士卒悉復醒起

司。遂越狹野而到熊野神邑且登天盤石首』

ニ知識シニテ

守者、説ノ事

トありしにはあらざるが若し此くありたらんとは『仍漸進』の語句も遂

ス

テ考證ミハヨ

の字とよくひじきて素直に解し得ら北天盤石首に登らせ給ひし御事也

始めて深き御意義あらせられしを拜仰し奉るなり。

神典に對し疑を挿み錯簡を云爲するが若き臣すくも悚懼措く能は

ざる所なる也上述の若き次第なるより『皇師熊野御道筋』

シ隨て

神說總當を、紀元前三年六月乙未朔丁巳即ち廿三日が乙未なれば丁巳の日は
廿三日午後名草邑に至りて名草戸畔を誅し給ひ紀川筋より進み入ら
せ給はんとせられしも御意の如くなれせらす所でここにいよ
熊野天廷回策を御決行遊ばさるゝこと、ならせられ舟師を率ゐさせ
られ舟に進ませられつゝあぐしに幾泊かを重ねさせられ熊野灘にさ
しか、らせ給ひし御比より天候辛かに變じて大暴風となり 皇舟漂
の宮の辺まで灣入なし居りしならんに御着遊ばされしにそこへ東面
丹敷戸畔ありて御軍を廻り申せしかば之を荒坂津・今之浜宮の海岸

井伊源助

にて誅し給へる。

丹敷 熊野一帯の海岸は朝日を受けて草がに輝きたれるより

丹敷浦と呼ばをニに住める土民をも丹敷と呼べる事らんか

戸畔 「トベ」は「トバ」「トネ」と同義の語にて子供に對して大人を

「オトナ」と呼び、阪東第一の大河を利根川と呼ぶが如く酋長のこ

とを「ドバ」とよべるなりといふ

餘醜女ほ頑強に抵抗をつづくるに加へて毒薦に中てられ 御軍甚だ
惱ませ給へる折柄熊野神邑(新宮)を根據として丹敷戸畔に对峙し
方に雄視し居りし熊野高倉下命靈夢によりて神劍を授かり精銳重
る部属を率ゐて馳せ参じ天神の御告のまゝに神劍を獻りしかば
皇軍大に振ひ起だれ丹敷の餘醜を今之佐野三輪崎の辻に平げ給ひ遂
に狭野の岡を越えて熊野神邑に致らせられ高倉下命先導す申し上げ
て神劍を授かりし天磐盾に登らせ給ひ天神を祭らせられて神助を感じ

謝遊はさむ懸崖の上に立たせ給ひて御前進の御方向を神慮り「ばや
れつ」何らせられしに天神御子自此於奥方真使入幸荒神甚多。今自
天遣八咫鳥」と天神の御告あり。是に於て御教のまゝ八咫鳥の
向ふとこぢに循はせられゝ熊野川を溯らせ給ひて大船に入らせ給
ひし御次舟にあらせられしか
と參察し奉るなり。この御時 天皇には御西十九才にあらせられ時は
七月炎暑燭ぐが如き候に何らせられじ乍り。

以上の如く參へ居るも南郡の二木島地元北郡の錦浦が丹敷の一根據
地たりしは疑ふべからざる事實にてあり從てそこにも丹敷戸畔と號
ぶ面長所りしことなるべく又 皇師海上暴風に遇ひ皇舟四散せ有時
道筋より大細に入りじことありしより十津川説・北山説の二説生ずる
に至りしが少知ふべからず。十津川説・北山説の外別に伊勢巡幸説
大和ハ「一諸々
非サン説聖
ホトツ官説
同ニキナリ

あり。その伊勢巡幸説・大杉谷縦由説と高見嶺縦由説との二つに分かれ
るなり。

以上の如く考へ居るが國史上極めて重大なる問題なれば尙研究を重
ね大方の教を乞はんと欲しつゝあるぶり。

社殿

今日社殿は大正七年二月舊社殿より北裏手なる崖陰に假に營まれ
たる一小祠にして舊社の併だは偶が能はざるも昭和五年十月神倉
奉贊會に於て麓の神社を淨め修め社務所を新築、參道の神橋を架し
また町出身の湯川寛吉氏大鳥居を寄進せるより面目一新大に神々
しき觀を呈し來れり。

舊社殿

第一殿 四天四柱 天照大神

第二殿 六天三才 御本社 高倉下命

拜殿 南北十二間五天余

東西十五間三尺一寸 般若窟の懸崖の上に懸造

御供所 五間 三間半 俗に三面大黒殿と呼べり

満山社 方三尺 中地藏堂 方二間

社殿沿革

(熊野年代記、熊野年鑑、本願妙心寺、文書に據る)

孝昭天皇

二十三年戊午(ニノハ) 神倉社壇造立

天武天皇 白鳳十五年

裸形上人登神倉社殿建立

聖武天皇 天平六年甲戌五月

大地震神倉社破

同 今 年丙午五月造営

千貫比丘尼立之名ハ星徳

大内ヨリ錢千貫文給ハリ諸國勸化奉加 仍ニ千貫比丘尼
ト云

後鳥羽天皇

建久四年癸丑熊野三山建立 神倉右壇成就

大旦那征夷大將軍源朝臣賴朝公

土御門天皇

元久元年甲子十二月壬辰時神倉炎上

後嵯峨天皇

承久四年庚午正月再建事始 十一月造宮惡成

後深草天皇

寛元二年甲辰十月壬子時 神倉炎上

後花園天皇

康正元年己亥十二月晦日 大地震神倉室崩

後御門天皇

延徳元年己酉十一月廿一日 神倉再建

後奈良天皇

享祿四年辛卯八月 神倉造宮 七年諸國勸化奉加

後陽成天皇

天正十六年十月十六日夜神倉炎上 三藏 平助 燃之

因に記す

三藏平助は大和大納言豊臣秀長の姫廻なりと傳へらる人

と爲リ共に豪放不羈なるに加へて胸中不平満々たる者ありしより世の中を呪ひ放らに人に忤うひ奇矯放縱の行を敢てしたりしもの、如く神倉は荒々天狗の棲む魔所といはれ西の刻(午後六時)以降登る時は覗面に神罰を受くと稱して誰も怖れて登る者なかりしに三藏平助は母に魔所などいふべきところあるべき巣生しと嘲笑し屢々登山をし故らに狼藉の所行をすすこと度々なりしより神職等彼を魔所荒と呼べて忌み疾むのあまり終に以そかに語らひ謀り十月十六日の夜兄弟殿の欄干に腰うちかけ笛吹きすさみつゝありしところを忍ひ寄りて刺し殺しその罪跡を掩はんが爲に火を放ち放火の罪を兩人に被せしなりと。

尚放てる火は直に消し止むる手苦少りしに強風煽り狂ひて社殿拜殿残らず炎上せるのみならず神室古文書等また悉く鳥有に帰したりといふ。

同十八年閏白豎臣秀吉公賁金百五十枚熊野一山入寄進仍之造營成就

後光明天皇 慶安二年己丑九月
熊野大地震神倉破損
中御門天皇 享保十七年壬子社々神倉共造營成就

十一月廿日正遷官棟札

征夷大將軍源吉宗公
大納言 家重公

當國大子 宗直鄉 中將 宗將鄉

日本國中貴踐男女勸進願主諸願成就處
享保御造營の社殿は明治の初頃までは猶儼存し參拜すらことを得し

礼
一月元旦(トとは正月元旦)の夜 駕燈祭といふ。
幾百千の上り子齋戒沐浴し白衣縄帶松明を携へ日黃昏ならんとする

其社務所の名前竹柏の赤大木より御神体の脇の向ふすこ一様の
名前いつの比較もあらへん入ります。

済

其葉の神茶が、宇治か物語が「三ツ火と御室をうちて參り御神の脇や
みゆかお山の御神を御室と御志ねの夢となり。御お法く御ひき。垂柳
の枝をちぢくらんと見えたたり」とありますので、済なり。

神奈山の名前

かひのくら の名づけは左の御行寺

(一)

神の山古事記の事あり。高人吉の命 諏 番の仲間ヤ板門リ

古事記左く

(二)

「くわくら」舊稱也。神の笠見山といふ事也。

古事記左く

(三)

神の山古事記の事あり。高人吉の命 諏 番の仲間ヤ板門リ

古事記左く

伊達千賀(自序序)

倉梯山

近くは敷屋の佛倉(ボトガラ)三津(シヅ)の猪倉(シラカバ)等と號す同義なり。

始國(サガタ)の姓(姓)や

神人名

熊野にままで侍りける時からくらみて太政大臣從一位をさばめぬ
ことを思ひつづけてよみ侍りける。

入道前太政大臣(常盤井實氏)

三熊野の神くら山の石だたみのぼりはて、トホホ新るかな。

千早振神倉山に登り立ち神祭りし、古物トほゆ

三熊野の遠き昔を語るかに今もそざ立つ天の般若眉

舊神職

社僧四人ありて新宮権現社僧の外四院より兼帶せり。その首班を神倉

聖といふ。聖となるには才日間断食の行を爲すを要し、しその行き
爲し了ふること能はざるときは鰐節を咬へてこそくと同道より下
りある定例にてこれを「スベル」を呼べり。行き鳥せら場處は神社
より半町ばかり手前満山社た隣水る小平地にてそこに假小舎を建て
荒菰を敷きその隣室を伽人の詰所とし毎夜數十人の伽人參籠し町の
富豪の家より交互に伽人の夜食を焚きて持ち行けり。この伽は油斷
する時は行人天狗様にさらばれ去るといふ鳥の故言護にてあり。いつの
間にか行人の衣類等高き梢に懸れる事ありがくて才日間断食の行を
了ふるときはヘトトになれる行人更に目かくしせられ手を剥きも
らひて禮殿に上り『全くの鐘』を撞き二、に始めて聖の資格を得る
次第なるがその全くの鐘を撞くときにも天狗未嘗て撞木をかくし鐘
をかくし種々邪魔をするといふことにてあり。大石増平翁(玉置酉久
君の父邊)の作ら化し左記聖様の民謡よくその精采を寫されあり。

正月 清津にその身をさよめ聖様少に登りて行をするあり。
二月 にぎり飯豆の粉つけて持ち運ぶ伽する人に夜食出事なし
三月 さぞふびん赤土ませて水を飲み十日の間断食をする。

(中略)

霜月 撞木をば取ると思へば鐘はなし鐘と撞木の間が鳴るより。
極月 極秘傳行をすまして聖様負はれて帰る道にぎはい
御燈祭の時『天狗様荒れる』といひて時々けたましく鄉音き轟き
その郷音馬町辺までも聞えぬ。聖様太刀を佩き鐵を揮ひて指揮制御し
アシマリ アレヤシメンナと一喝すればその郷音忽ちハタと鎮ま
り。この荒るゝことゝいひ行きをす中に行人の衣を杉の枝にかけ
などせしは無論下役のなせしこなるもとのころには天狗の所鳴と
信せしものもありしす。

木真鑑
高崎市立高

後勝本願妙心尼寺

下役人 残位坊
四家 ありて 山麓に近い山伏町に住し。

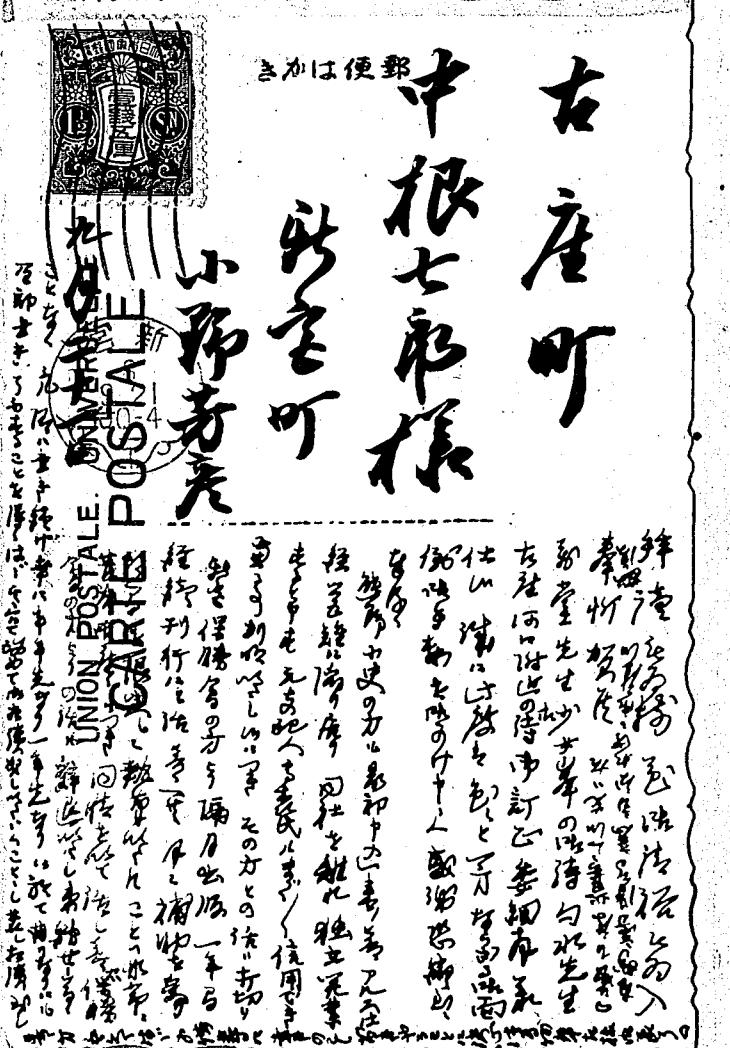
辨讀波為樹益瑞清裕被當入幸忻奪候萬堂先生未十女舉瑞許
木先生吉產川源延祐詩序序訂正季烟序承仕候誠往度越江下一方十子弟
西例域多數不帝力中上區謝恐宿之至幸存候。鑑序十史方云
最初生以某一辰候有子店“往宮誰之始”居同社ヲ離レ御立嗣業名
ト半不元支船入高帝年三列信用皆未諒候者前明イシノ候身少方。
吳復、若月ノ補易之變、期間ヲ張三ニテ新筆名不二ノ非常ニ甚數盡
信ニサ同情アヤシ詰シ長假在保陽考方ヨリノ詰ニ延退イタシ並博セテル
書キエニストア得候其上ニテ改テ待相諾シイタシニテノ若シ相諾ノシニ
吳復方無二恨、特等。書キエニシオキナコトニ法心仕候間仰本立於席十席波
成石座其上候先古詳聯豪辟尊意四直度如此而左侯政後
牛吾ニ吉セシ三年經十四閒易昭初二年二月廿日達事永熙アル批書、係り者
生源齋局、系現知事、辛達翁、聖和九年三月廿日、學名コトニ新吉平字校、
同宗会田原某考取井、帝盡力、依ルニテ先生ニ附下ニ詳備思ト也。

後勝浦本願妙心尼寺

社務所の北隣にあり、白河院の女官の一方落飾して妙心尼といはれ
し方を中興開基とすといひ傳ふ明治維新前までは京都公卿の息女の
尼公と爲め此しうまい住せらるゝを例とせり。その事今は還俗せる
人の住家となり居る。法燈國師幸リ暫くここに居られし中に親しく
お世話せらるゝ。國師母子の木像を藏しつゝ。

四家ありて

山鹿に近づく山伏町に住し居なり。



り後、勝浦本願 妙心尼寺
野ノ馬後ア勒

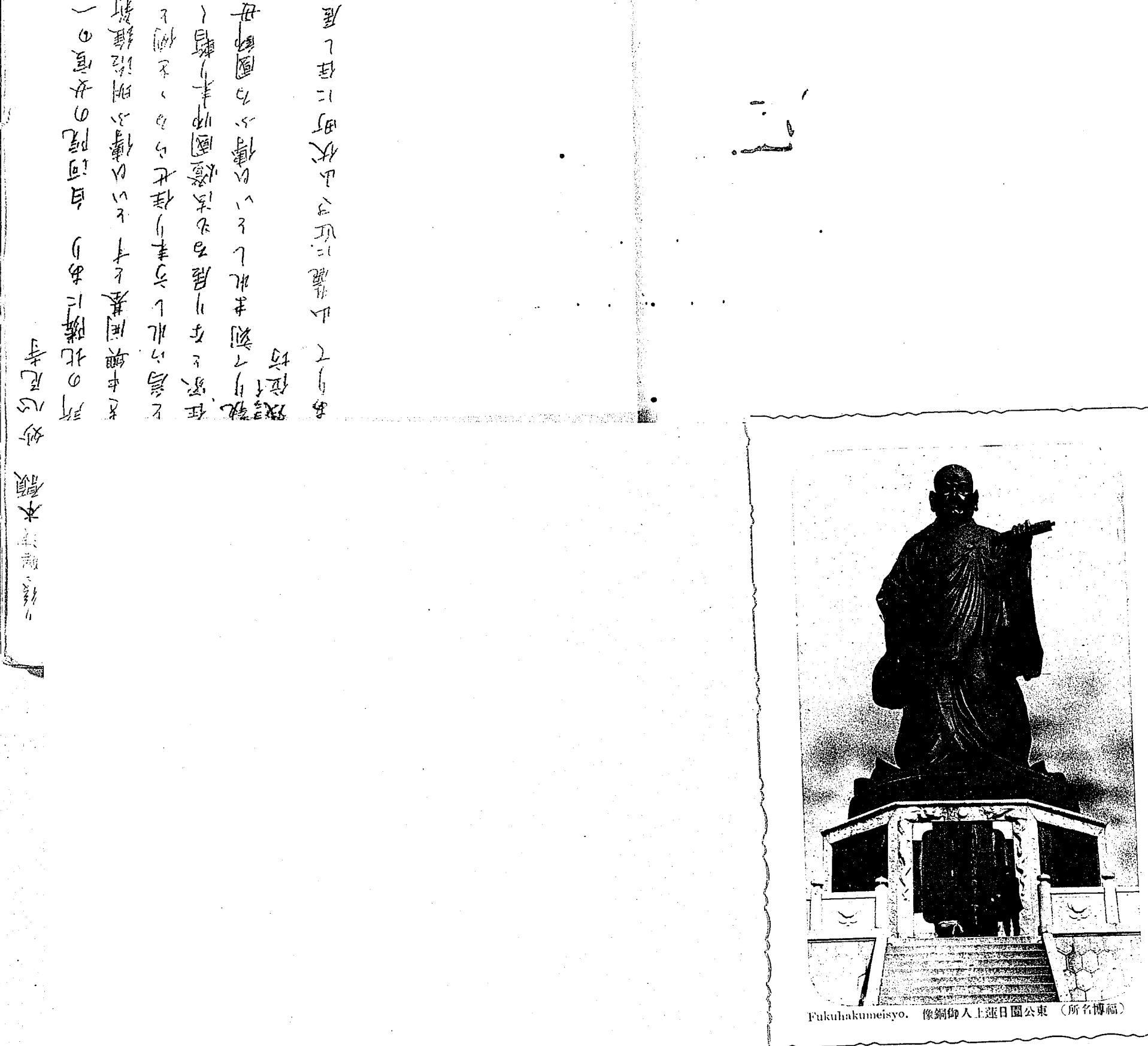
社務所の北隣にあり 白河院の女宦の一方落飾して妙心尼といはれ

妙心寺、一説ニカ
ナリ大ナレ竹柏木
ア前年竹柏
寺中ト付拂
名ナシ止メ
ア中止レシコトア
刀を執リテ刻ま札しといひ傳ふる國師母子の木像を藏しきリ。

下役人 残位坊

四家ありて 山麓に近ア山伏町に住し居ル。





Fukuhaku Myōshō. 像銅御入上蓮日圓公東（所名博福）

本中興開基不才
不肖子孫之水也
正徳之年三十
號曰北輪山也
自河原の井戸
一并更其名也
山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

山根院は江戸山伏町二番の屋敷也

本中興開基不才

號曰北輪山也

自河原の井戸

一并更其名也

8 9 10 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03958 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9

8 9 10 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03958 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9